

令和 7 年第 10 回浜松市農業委員会総会 会議録

1 開催日時及び会場

令和 7 年 10 月 15 日(水) 午後 2 時 30 分～午後 3 時 40 分 浜松市役所 8 階 全員協議会室

2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 21 名

岡野慶春①、松島好則②、青木俊博③、谷野哲生④、江間栄作⑤、中嶋宗一⑥、鈴木満彦⑦
 足立侑律⑧、袴田博子⑨、島英雄⑩、内山進吾⑪、岡本純⑫、山中秀三⑬、安間利和⑭
 後藤剛⑮、森島倫生⑯、鈴木英雄⑰、水崎久司⑱、森下孝雄⑲、鈴木緑⑳、高林美智代㉔

欠席委員 2 名

平野和重⑯、鈴木要㉓

事務局職員 13 名

木下穰、石田潤司、石川宗明、奥山英洋、縣弘之、吉山和志、武田英司、山田直幸、渡邊光二、
 青木善敬、笠原直人、佐々木朝飛、村松ほの花

3 傍聴者 0 人

4 議事内容

(1) 審議事項

- 第 69 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
 第 70 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
 第 71 号議案 事業計画変更承認申請について
 第 72 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
 第 73 号議案 非農地証明について
 第 74 号議案 農用地利用集積等促進計画案への意見について

(2) 報告事項

- 報第 64 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 報第 65 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
 報第 66 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
 報第 67 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 報第 68 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
 報第 69 号 農地の地目変更登記に係る報告について

5 記録方法 全部記録、録音無

6 会議記録

局長　　みなさん、こんにちは。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、只今から令和7年第10回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員数ですが、23名のところ21名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席者につきましては、議席番号16平野和重委員、議席番号23鈴木要委員となります。

また、会議中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、後藤会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長　　皆さん、こんにちは。

本日もお忙しい中、またお疲れの中、定刻どおりお集まりいただきましてありがとうございます。

さて、台風が2つ続けて22号、23号が発生して大変心配しておりましたが、日本列島に上陸せずに通り過ぎてくれたことでほっとしております。八丈島の方は4日間で2つの大きな台風が来たということで、大変な被害を受けているということでありまして、心配しているところであります。また、自分の記憶の中で11月30日に台風が来たということもありますので、まだまだ、これでもう台風が来ないということではありませんので油断は禁物かなと思っております。

また、心配されていたカメムシのですね、8月上旬にちょっとわいて、そのときにちょっとどうかなって心配したんですが、ここへ来て、発生もそうひどくない。このままいけるのかなと思っていますので、カメムシの被害も今年はないのかなと思っていますが、まだ気をつけていかなければならないと、観察が大事だなと思っています。

また、国勢調査を5年にいっぺんやっているわけですが、その結果がですね、どうなるのか、ちょっと心配しているところでありますが、先日の新聞の中で、今の全国平均で10年後の後継者の数がどれだけに減っちゃうのかと言いますと、全国平均で31.7%が減っちゃいますよと。それから17都道府県で5割の後継者がいないと、自分の息子がやらないよということであります。それに特にひどいのが徳島と香川、四国ですね。あと沖縄では、7割の方が後継者、自分の土地を継いでくれる人がまだ決まってないということであります。また、都会の方では大阪がですね、80.2%。東京はなんと89.3%が決まってないということであります。しかし北海道は9.4%と低いですが、私達の静岡県はですね、46%がまだ後継者が決まっていないと、農地を守ってくれる人がいないということではありますが、多分、ちょっと聞いたところでいくと49%はいつているんじゃないかということでもありますので、本当に儲かる農業を実践していかないと、これは大変なことになっちゃうのかなと。また、今言われているように、棚田とか昔ながらの景観を守っていきましょう、皆さん農家の方で守ってくださいって言っても、耕作放棄地がどんどん増えている中で、それを守っていくために、自分の栽培する面積がどんどん増えていく中で、作業効率の悪い棚田を管理していくっていうのはちょっと酷なのかな、本当に中山間地というのは、浜松の中でも7割が中山間地でありますので、それを守っていくのは、厳しいかなと。ボランティアに頼むか、長良川の鵜飼いですね、伝統を守るた

めに、これは公務員が関わっているということでもありますので、棚田の管理は公務員がやるっていうのも一つの手なのかなって思っております。

また、若い農家が農業をやらない理由っていうのが、収入の不安定さということでもあります。それともう一つが労働力の厳しさ、本当に体温を越すような最近暑い日が続いている中で、日陰もないところで作業している中で本当に熱中症になったりして、中には亡くなる方もいるという過酷な中で農作業をしなければならないということで本当にサラリーマンはエアコンの効いたところでデスクワークしているという方がいいなという若い人が増えているのかなと。しかしですね、エアコンが効いているデスクワークだとストレスとかそういうのは溜まるわけで、外で自由気ままにできる農業の良さというのものもあるわけですが、若い人達にはなかなか理解されないというのが、現状であります。

また、農家の平均収入ですが、専業農家。大きい、小さい専業農家があるわけですが、作物もいろいろあって、収入がどれだけかという、平均で 434 万ということがあります。

また、農業経営体で言いますと、本当におじいちゃん、おばあちゃんがやっている、また 1 人農業も含めて、どれだけの収入があるかという 125 万円だそうです。すると、今 103 万円の壁とか言っていますけど、1 人で、アルバイトで、それ以上稼げるのに、農家って 2 人とか 3 人とか 4 人で 434 万の平均っていうことは、どうなのか。せめて 1,000 万円以上はやっぱり稼がないと稼げる農業って言わないんじゃないのって思うわけです。また、この 2025 年に農業の倒産というのがここ 30 年間で最多ということで、多分自殺者等も出ていると思います。倒産がなぜ多いか、多い職業というのが畜産ということで、気付いたら 1,000 万円ぐらいの借金ができていた。頑張って返そうとしているうちに、1 億円になっちゃって、もうお手上げになっちゃったって、そういう 1 億以上の倒産した畜産農家が 21 件あるということで、農業ってそういう怖さもあるのかなと思っております。それが何とか持続できるように、また儲かるように借金がなんでこんな増えちゃうのかっていう、それはやっぱり円安と餌代、燃料等、人件費の高騰、全て高騰という中で、知らないうちに借金が気付いたら増えていたということで、本当に農業も厳しい時代になってきたのかなと思っておりますが、浜松農業振興ビジョンでも儲かる農業をこれから築いていくんだ、推し進めていくんだということを言っておりますので、それをですね、皆さん各調査会で、また次回とは言いませんが、ちょっとみんなで練ってですね、どういうことをやってくれたら農業って儲かる農業になっていくんだよ、こういうことが困ってるんだよっていうことを、調査会の中でまとめてもらって、この農業委員会でそれぞれ発表してもらって、それを中野市長や部長に届けるっていうことができたらと思っております。これは幹事会を通して慎重に進めていきたいと思っておりますので、その節にはご協力をよろしくお願いします。

今日はですね、この後 1 泊懇親会を企画しております、1 人体調不良で欠席になりましたが、12 人の方が出席してくれるということでもあります。また、来週の 21 日に研修会が湖西市と合同であります、そのときには、みんなに配られているこのバッチを農業委員としての自覚として、付けて来ていただきたい。付けていただいて研修をして

いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それから年が変わって1月19日の月曜日ですが、中野市長を囲み、農業委員と最適化推進委員の新年会がごございます。これも自分達の、農業委員の、最適化推進委員の仕事の一環ということで、市長を囲んで行いたいと思いますので、全員の出席をお願いできたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。お願いばかりになりましたが、挨拶とさせていただきます。

それでは、只今から、令和7年第10回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。

それではここからの進行は、議長として後藤会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号12番の岡本純委員、議席番号13番山中秀三委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第69号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第69号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青木 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号287番外28件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が21件、贈与に係る案件が5件、使用貸借に係る案件が1件、賃貸借に係る案件が2件でございます。

また、新規の方は11件、外国籍の方は1件です。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案1ページ、地区「積志」、整理番号290番は使用貸借に係る案件でございます。

使用借人は、[]にお住いの[]さん、[]歳でございます。[]さんは、これまで、会社勤務の傍ら市民農園で野菜の栽培を行うと共に、JA主催の家庭菜園コースを上級まで受講されました。

今回、農地銀行で探した申請地を借りて、本格的に就農するため、申請に至ったものでございます。申請地は[]の畑で、取得後はブロッコリー・キャベツ・白菜の作付けを予定しています。

以上の案件につきましては、「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案2ページ、地区「神久呂」、整理番号295番は賃貸借に係る案件でございます。

賃借人は、[]にお住いの[]さん、[]歳でございます。[]さんは、[]の農業法人で6年間トマトの栽培技術を学んできました。今後、[]に引っ越し予定で、販路も確立できていることから、この度、独立就農するため申請に至ったものでございます。申請地は、[]の畑で、借り受け後は、既存ハウスを利用し水耕栽培で中玉トマトを作付けしていく計画でございます。

以上の案件につきましては、「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案 5 ページ、地区「春野」、整理番号 315 番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、[] の [] さん、[] 歳でございます。[] さんは、これまで 1 年半ほど農業経験があり、この度、宅地とセットで売りに出されている申請地を売買により取得し、本格的に就農していくために申請に至ったものでございます。

申請地は、[] の畑 2 筆で、取得後は、レモングラス、ブルーベリーなどの栽培をしていく計画でございます。

以上の案件につきましては、「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青 木 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴 木 満 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けております。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴 木 英 調査会で審議をいたしました。314 番につきましては、鳥獣害被害の常習地帯でございますので、そのことを申し上げましたが、十分な対応をとるというようなことでござ

いましたので、審議の結果、問題なしといたしました。特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
 只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
 （意見なし）

議 長 それでは採決いたします。
 第 69 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
 にご異議ございませんか。
 （異議なし）

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
 次に、第 70 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事
 務局から、説明をお願いします。

石 田 それでは、お手元の議案 7 ページをご覧ください。
 第 70 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明
 いたします。

青 木 今月の申請案件は、地区「篠原」、整理番号 58 番外 2 件でございます。
 転用目的別の内訳は、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 2 件、農家
 住宅が 1 件でございます。また、農地区分別の内訳は、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地
 が 2 件でございます。なお、是正案件は 58 番です。
 説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
 始めに、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴木満 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員が欠席しておりますので、私からご報告申
 し上げます。
 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けております。
 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
 只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
 （意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
 第 70 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
 にご異議ございませんか。
 （異議なし）

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
 次に、第 71 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局か
 ら、説明をお願いします。

石 田 それでは、お手元の議案 9 ページをご覧ください。第 71 号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当から説明いたします。

青 木 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、「許可権者が事業計画の変更承認をすることができる」とされております。

今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が 1 件でございます。

議案 9 ページ、地区「積志」、整理番号 14 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用者である■■■■さん、承継者である■■■■さんでございます。

申請に至った経緯でございますが、当初、■■■■さんが昭和 38 年 7 月に農地法第 5 条許可を受け、住宅の建築を計画いたしました。許可後、勤務先の都合で転勤となり、その後も転勤が続いたため計画を断念したものです。

承継者の■■■■さんは、昭和 40 年に申請地の隣地に住宅を建築し現在に至りますが、敷地面積が狭小で支障があったため、この度、住宅敷地を拡張したく申請に至ったものでございます。

申請地は、■■■■の南約 300m に位置する農地で、現在は保全管理がされております。農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、車庫・物置を建築する計画であり、配置計画からみて、転用面積は适当と思われます。当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について申請地の周囲には既存の見切り工があり、雨水排水は自然浸透する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 12 ページ、整理番号 619 番にて申請がされておりますので、そちらの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 71 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 72 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。
事務局から、説明をお願いします。

石 田 それでは、お手元の議案 11 ページをご覧ください。第 72 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

山 田 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号 611 番外 43 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 1 件、自己用・共同住宅関連が 27 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 6 件、太陽光発電が 3 件、一時転用が 7 件でございます。

農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地 7 件、第 1 種農地が 2 件、第 2 種農地が 7 件、第 3 種農地が 28 件でございます。なお、是正案件は 631 番です。

また、駐車場・資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 16 ページ、地区「三方原」、整理番号 639 番をお願いします。

■■■■■■■■■■の畑 3 筆 2,974 m²について、共同住宅を設けたいという申請でございます。

申請者は、■■■■■■■■■■に本店を置き、■■■■■■■■■■を営む法人です。

申請地は、■■■■■■■■■■の北西約 900m に位置する農地で、現在は保全管理がされております。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、3 階建ての共同住宅 3 棟、駐輪所、駐車場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われませんが、北棟が隣地から 90cm～3m しか離れておらず、調査会で日照の影響について意見が出されました。

その後、事業者が計画図や日影図などの資料を用いて隣地の所有者と耕作者に説明し、全員から承諾をいただいたということで、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたしました。

国からの通知で、隣地の同意を一律に求めてはならないとされていますが、農地法上日照の影響について、何 m 離すこと等の明確な基準がなく、他法令での規制もないことから、今回確認したものです。

その他、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

岡 野 始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

調査会で審議した 611 番はヒアリングの案件ですが、周辺に住宅もあるため、防草対策に努めるよう指導し、対応を確認できたため、特に問題なしとしました。他は問題ありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青 木 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴 木 満 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けております。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で審議をした 651 番に関して、調査員から傾斜における土砂流出、流亡の心配はないかということでの指摘がございましたので、会社の方々に確認をしたところ、調査員が十分には納得できないということで改善策を求めました。その結果、末端に集積枿を設置するということで改善策が示されましたので、問題ないということにいたしました。他は、問題ありませんでした。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 72 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 73 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 それでは、お手元の議案 19 ページをご覧ください。第 73 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

山 田 今月の申請案件は、地区「三ヶ日」、整理番号 36 番外 5 件でございます。

地区「三ヶ日」、整理番号 36 番の申請地は、昭和 50 年に鶏舎が建築され、宅地利用されているものです。

地区「三ヶ日」、整理番号 37 番の申請地は、昭和 62 年に農業用倉庫が建築され、宅地利用されているものです。

地区「天竜」、整理番号 38 番の申請地は、耕作困難のため、昭和 50 年に植林されたものです。

地区「天竜」、整理番号 39 番の申請地は、耕作困難のため、平成 3 年に植林されたものです。

地区「春野」、整理番号 40 番の申請地は、耕作困難のため、昭和 50 年に植林されたものです。

地区「水窪」、整理番号 41 番の申請地は、耕作困難のため、昭和 42 年に植林されたものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第 73 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
次に、第 74 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 第 74 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。

村 松 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。
農用地利用集積等促進計画案でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借は、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出いたします。

1 枚めくっていただきまして、「農用地利用集積等促進計画（案）内訳表」の「5 分類別内訳」をご覧ください。今回は、合計 983 筆、806,449.45 m²でございます。

始期は令和 7 年 12 月 20 日となります。

その次の 1 ページから農用地利用集積等促進計画案の明細を掲載しております。

1 ページから 64 ページは、新規または更新により新たに、農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っていくもの、65 ページ、66 ページは、すでに農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っている農地について、集約等を行う目的で現耕作者及び新耕作者との協議が整ったものについて耕作者変更を行うものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はありませんか。

(意見なし)

議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 74 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、「特段異議はございません」という回答をすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第 64 号から第 69 号までを、事務局から報告をお願いします。

石 田 議案 31 ページをご覧ください。

報告事項につきましては、一覧のとおりでございます。

報告事項については以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他として、委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

岡 野 ・蒲・和田・長上地区調査会報告について

森 島 ・各調査会での意見集約について

松 島 ・砂利採取事業後の農地復元の事例について

議 長 それでは、事務局からその他連絡事項がありましたら、お願いいたします。

局 長 ・農業会議情報について

吉 山 ・砂利採取について

石 田 今後の会議予定

・令和 7 年度農地利用最適化推進研修会について

今後の会議予定

・令和 7 年第 11 回農業委員会総会

日時 令和 7 年 11 月 14 日(金)午後 2 時 30 分から

場所 みをつくし文化センター 2 階 大研修室

以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心な討議ありがとうございました。これをもちまして、第 10 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 40 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員